

社会福祉法人よつかいどう福祉会 役員及び評議員等の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人よつかいどう定款第 8 条及び第 21 条の規定に基づき、役員及び評議員等の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、第 5 条に基づき置かれる評議員をいう。
- (5) 報酬等とは、職務執行の対価として受け取る財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいい、報酬とは 明確に区分されるものとする。

(報酬等の額の決定)

第 3 条 この法人の評議員には、定款第 8 条に定める総額の範囲において、評議員会に出席した場合等は 1 人 1 回につき 10,000 円を報酬として支給できる。

2 この法人の役員には、各年度の報酬等の総額が 800 万円の範囲内において、常勤役員は報酬として別表 1 の額を、また、非常勤役員は職務の執行として評議員会、理事会への出席をした場合あるいは理事長の命を受け法人の運営のための業務を行った場合は別表 2 の額を報酬として支給することができる。

(報酬等の支給方法)

第 4 条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより、控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金等を控除して支給する。

(報酬の支給日)

第 5 条 報酬等の支給は、常勤役員については、毎月定められた日に、非常勤役員及び評議員等については支給要件発生の都度支給する。

(費用)

第6条 この法人は、役員及び評議員等がその職務の執行に要する、交通費等の実費相当額を費用として支給することができる。

2 常勤役員に対しては、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給することができる。

(適用除外)

第7条 法人の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない

(改廃)

第8条 この規程の改正は、評議員会の決議を経て行う

附則 この規程は、令和3年 10月 24日より施行する

この規程は、令和4年 11月 1日より施行する

別表1

常勤役員の報酬月額

	報酬月額	備考
常勤役員1(月額)	650,500円	原則通常勤務、理事長職の場合
常勤役員2(月額)	150,000円	原則7日以上勤務

別表2 非常勤役員の報酬(1回につき)

	報酬額	備考
職務執行業務	10,000円	理事会出席等
監査業務(監事)	30,000円	監査業務